

騒音訴訟記録 N.O. 2

子ども活動センター

騒音訴訟

(平成22年提訴、平成25年和解)

は和解（訴訟上の和解）で決着した事例である。

原告は、広場に接して建つ2階建て戸建住宅に住む夫婦であり、被告は子ども活動センターを運営し、広場を管理する財団、および市である。

1. 事案の特徴・概要

△特徴△

①子ども活動センター（仮称）の野外広場で遊ぶ子どもの声を対象とした騒音訴訟であり、苦情発生から決着まで16年続続した事例。

②騒音差し止めの仮処分申請を却下され、これを不服として本訴訟を提起し、最終的には和解で終結した事例。

子ども活動センターは、児童厚生施設として昭和56年に当該場所に新築設置され、同時に建物横に面積400平米程度の子どもが野外活動をするための広場が作られ、プレイパークとして利用されてきた。

原告らは、その15年後に広場横の敷地に自宅を新築し入居した。その後、すぐに広場で遊ぶ子どもの声がうるさいとの苦情がセンターと市の方に寄せられたが、特に騒音対策等の対応も無く数年が過ぎた。平成15年に、それまであった日曜と祝日の休館日が廃止されたことを契機に、居住者からの騒音対策要求が強くなり、センター側は滑り台の撤去などの対策を行なったものの、居住者の理解は得られずに騒音差し止め等の仮処分申し立てが行なわれる事態に至った。途中、和解協議も行なわれたが不成立となり、最終的に差し止め申し立ては却下される決定が下された。

居住者側はこれに納得せず、騒音の防止と賠償請求の本訴訟を提起し、この問題は裁判の場で争わることとなつた。3年に亘る訴訟期間の中で、原告、被告双方共に激しいやり取りを行なつた末、裁判所からの強い要請があり和解が成立した。

子どもの遊ぶ声を対象とした苦情が訴訟にまで発展した事例であり、最初に苦情が寄せられてから、延々16年の年月を経てようやく和解による決着に至つたものであり、同種事例の防止と早期の円満解決方法を探るための貴重な事例といえる。

なお、同種事例には、騒音訴訟記録N.O.3の「市民公園子どもの遊び声騒音訴訟」に示している噴水で遊ぶ子どもの声を対象とした差し止め請求が挙げられる。こちらでは差し止め請求を認めた決定が下されている。

△概要△

市の外郭団体である財団が運営する子ども活動センター（仮称）の野外広場から発生する子どもの歓声や騒ぎ声がうるさいと、隣接する居住者からの苦情があり、騒音の差し止めの申立てや、騒音防止および賠償請求の本訴訟が提起され、最終的に

（注）訴訟では、原告・被告、差し止め請求などの保全事件では、債権者・債務者の呼称が用いられるが、ここでは統一して原告・被告として表示している。他も同じである。

居住者側はこれに納得せず、騒音の防止と賠償請求の本訴訟を提起し、この問題は裁判の場で争わることとなつた。3年に亘る訴訟期間の中で、原告、被告双方共に激しいやり取りを行なつた末、裁判所からの強い要請があり和解が成立した。

子どもの遊ぶ声を対象とした苦情が訴訟にまで発展した事例であり、最初に苦情が寄せられてから、延々16年の年月を経てようやく和解による決着に至つたものであり、同種事例の防止と早期の円満解決方法を探るための貴重な事例といえる。

なお、同種事例には、騒音訴訟記録N.O.3の「市民公園子どもの遊び声騒音訴訟」に示している噴水で遊ぶ子どもの声を対象とした差し止め請求が挙げられる。こちらでは差し止め請求を認めた決定が下されている。

2. トラブル発生から訴訟、和解までの経緯詳細

次頁の表2-1に、トラブルの発生から最終的に訴訟上の和解に至るまでの流れを時系列として示した。この流れに沿って、本事案の経緯の詳細を以下に示す。

対象施設

今回、被告として訴えられた施設は、児童福祉法に定める児童厚生施設として昭和56年に設置されたものである。施設建物は2階建で、1階部分には老人福祉センターがあり、その2階に子ども活動センター（仮称）が入っている。学習室や集会室、図書室などの他に事務室等の諸室がある。同様の施設は市内各地に53箇所設置されており、この活動センターもその一つであり、比較的古くに作られたものである。建物の横にはスロープになつた道路があり、それを南方向に下ると建物裏にある400平米ほどの空き地である。そこは子ども達が遊ぶプレイパークとして利用されており、南側と西側には木立があり、東側に今回訴訟の原告の家が建っている。原告宅は広場から見ると3m程度の擁壁のある高

台に建っているが、広場との境界からは1mほど離れているだけなので、窓などが直接広場に面した状態となつていて、騒音に関する規制については「公害防止等生活環境の保全に関する条例」があり、この地域は第1種低層住居専用地域であるため、規制基準は、午前8時から午後6時までは50デシベル、午前6時から午前8時までは45デシベル、午後11時から午前6時までは40デシベルとなつていて

なお、騒音に関する規制については「公害防止等生活環境の保全に関する条例」があり、この地域は第1種低層住居専用地域であるため、規制基準は、午前8時から午後6時までは50デシベル、午前6時から午前8時までは45デシベル、午後11時から午前6時までは40デシベルとなつていて

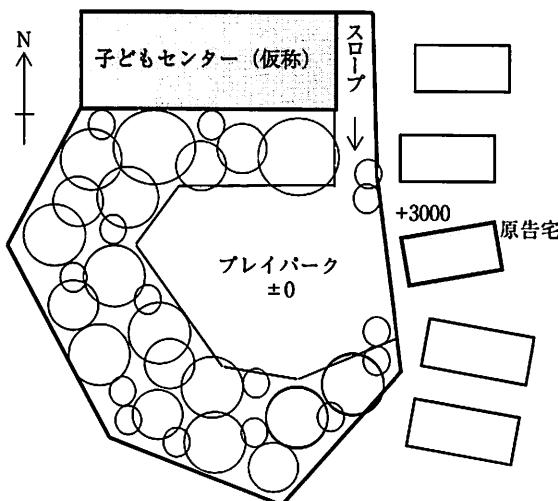


図2-1 見取り図

苦情の発生

原告はプレイパーク横に居住する夫婦であり、センター設置の15年後の平成8年12月に現在地に自宅を新築し、転入してきた。自宅を新築するときに当然敷地を見ていたが、広場があるのは知っていたものの、当時はそれほど大きな騒音が発生するとは認識していなかつたという。ところが、いざ住み始めると、3階建てほどのやぐら、通称、太陽のやぐらから張られたターザンロープで遊ぶキャーキャーという悲鳴、ログハウスの小屋の屋根に上つて大声で遊ぶ声、滑り台を騒ぎながら滑り降りる歓声など、子どもの遊ぶ声が響きわたり、また、炊事場で火焚きをする煙や砂埃も酷く、翌年の平成9年には被告の活動センターと市に手紙やメールで改善の苦情申立てを行つた。

その後も、市やセンターに対する苦情が何回か行われたが、特に状況の改善はなく、原告の妻は次第に騒音による精神的苦痛を強く訴えるようになつていった。その状況を更に大きく変えたのが、休館日の廃止であった。当初、センターは毎週日曜、月曜、および祝祭日は休館としていたが、すでに苦情が発生していた平成9年の9月に月曜

表2 - 1 本事案の時間的経過

年月		被 告 側	原 告 側	備 考
昭和56年	6月	こども活動センター設置		日曜、月曜、祝祭日は休館日
平成8年	12月	自宅を新築、入居		センター設置から15年後
平成9年	-	被告側に手紙、メールで騒音苦情申し立て		
	9月	月曜休館日を廃止		
平成15年	4月	休館日（日曜、祝祭日）廃止		
平成18年	-	天窓をつけるなど自宅の改造工事実施		
	6月	市担当者との最初の話し合い		
	7月	滑り台撤去を要求		原告がその他の子どもの声は容認と被告側に伝達
	9月	原告求めに応じて滑り台を撤去		
	10月	原告要求により樹木剪定、注意書き等設置		
平成19年	9月	運営に関する要望		ログハウスに登らない、時間外入場防止、ワイヤ設置など
平成20年	4月	館長B（女性）に交代苦情者と積極的に交流		
	5月	市役所担当課にメールで騒音苦情		
	8月	水撒き要求に、館長が反発		
	10月	市議会に陳情書提出		
平成21年	1月	ボール遊びの騒音苦情電話に対し、館長が反発		
	-	利用団体へ支援依頼の署名活動実施		
	-	市から騒音計を借り、複数回騒音測定実施（57 - 87dB）		
	3月	コンサルに依頼し騒音測定を実施（60 - 70dB）		
	4月	コンサルに依頼し再度騒音測定を実施（50 - 70dB）		
	6月	原告側とは別のコンサルに依頼し騒音測定を実施（Max50 - 80dB）		
	-	和解協議不成立		
平成22年	-	騒音差止等仮処分申立		
	5月	申立て却下		
	9月	騒音防止、賠償請求の本訴訟提起		以後、11回の弁論実施
平成24年	5月	請求の変更申立書提出		請求金額の追加
	11月	請求の変更申立書提出		履行期日の変更
平成25年	4月	館長C（女性）に交代		
	5月	訴訟上の和解成立		

も開館することに変更され、更に、平成15年には日曜、祝祭日の休館日も全廃され、年末年始以外は常にプレイパークを含めてセンターの利用が可能となつた。利用時間は朝の9時半から夜の9時まであり、児童の団体がまとまって利用する場合などには、かなり大きな騒音が発生する状況となつた。

何より原告妻に大きな衝撃を与えたと考えられるのは、原告妻が休館日の廃止を知ったのが広報誌によるものだったという事であり、事前に何の説明もなかつたことであった。これは、反対されることを見越して意図的に説明をしなかつたのか、これまで苦情があつたことを軽く見ていたのか、その理由は分からぬが、状況を客観的に考えれば配慮が不足していたことは間違いないであろう。原告妻の証言でも「これから先、ここでずっと一生暮らすのに、これから一体どうしたらいいんだろうと目の前が真っ暗になる思いだつた」と述べている。間が悪いことに、この頃、原告夫は関西に単身赴任となつており、残された妻は騒音について一人思い悩む日々が続き、自殺まで考えるようになつたと夫は供述している。夫は妻を心配して毎週新幹線で帰

宅しなければならず、仕事と妻への対応に忙殺されることとなつた。この頃、自宅に帰ると家の壁に傷跡が沢山できており、妻に聞いただと、気持ちを抑えきれなくなつて、掃除機などを壁にぶつけてしまつたと答えたということであった。

交渉経緯

平成18年7月、原告夫は、何とか状況を改善したいと市の担当者らと交渉し、自宅の近くにあつた滑り台の撤去を要求した。被告側は9月に、原告の要求に応じて滑り台を撤去したが、この際、滑り台を撤去してくれればその他の子どもの声は容認すると原告夫が言つたと被告側はいい、原告夫は証人尋問で、被告側が、滑り台を撤去する変わりに、今後、一切苦情を言わないという念書を書いてくれといつたが、念書は書かず、口約束もしなかつたと供述し、これは言論の自由にも反する事柄であり、そんなことは言う筈がないと断言した。その他、原告からは樹木の剪定や、開館前にプレイパークに立ち入らないよう注意するよう要望があり、被告側は注意書きを貼つたり、プラスチックワイヤーなども設置して対応した。また、ログハウスの上に登ら

ないなどの広場利用に関する申し合わせなども行ない、近隣に配慮するよう看板を設置して周知を行つた。

広場の利用等に関しては、利用者団体などで構成される運営協議会で決定されるとになつており、原告らもこれに出席して意見を述べることもあつたが、被告側の対応は、これはあくまでオブザーバーとしての参加であり、希望するなら運営協議会への参加に異を唱えるものではないという消極的なものであつた。利用者団体の中には、原告らを快く思わない者もあり、配慮にかける行動も見られた。特にAクラブは、土曜日に40人程度の団体でプレイパークを訪れ、子どもを自然の中で元気に遊ばせるという主旨で、泥すべりやターザンロープなどで大声や奇声を発することも度々であった。原告らが、Aクラブの指導員にやめてくれるように言つても、そういう話はセンターの方に言つてくれの一点張りで、全く取り合つてはくれなかつたと原告は述べている。

状況が更に大きく悪化する契機となつたのは、平成20年4月にセンターの館長が

交代となり、新たに女性の館長Bが赴任したことである。館長Bは、赴任した時に本件についてのこれまでの状況を引継ぎで聞いており、証人尋問においても「これまで滑り台を撤去したり、お話を聞いているいろいろ対応をしているが、未だに苦情が収まらない」と聞いたことを証言している。しかし、赴任当初は、館長Bは自分なりに誠実に対応し、事案の解決を図りたいと思い、原告宅に行つて趣味の話をしたり、一緒にお茶を飲んだりしていた。また、センターの夏祭りや風の子祭りのイベントが行なわれる時には、館長自身がビラを持って挨拶に言つたりもしていたが、8月頃になると、原告宅を訪ねても相手が姿を見せなくなったり、コミュニケーションが取れない状態となつた。原告妻は、一日1回はセンターに電話を掛けてきて、スタッフに30分から1時間クレームを言つたというが、館長はこれらに丁寧に対応してきたと強く主張している。原告妻からの苦情に関しては、赴任した平成20年4月から翌年の7月まで、職員の対応記録として、電話苦情の内容やその対応、その時のプレイパークの利用人数などを詳細に記録に残している。何があつたときの備えとして記録をつけてい

たものと考えられる。なお、原告側も、同期に關してプレイパークの騒音状況の記録を残している。

クレーマー扱い

館長が尋ねても原告が会おうとしなくなつた理由は、館長に対する不信感であり、原告妻は、館長の誠実そうな対応は表面だけで信用できないと言うようになった。館長側でも、次第に苦情対応に苛立つようになり、平成年20年8月下旬の「水撒きをしてほしい」という原告からの要請に、館長は「水撒きはお宅から言われなくとも、こちらの判断でします」と突っぱね、翌年、1月の長時間のボール遊びでうるさいという電話苦情に対しても、「はつきりいいます。遊び等のルールは作る気はありません」と発言するようになつていた。その後の両者の関係は更に悪化し、原告夫の証言では、

運営委員会の議事録で、館長が原告らをクレーマーであると断言しており、「原告らのように言つたもん勝ちにならないようにしなければならない」と、利用団体の前で発言したと指摘している。議事録文面では「現在、当市において、ある特定の市民の方からの理不尽な要求のために、市の施設

が改善を繰り返しさせられるという事態が起きています。クレーマーに負けてはならない」と記載されている。更に、館長は、センターを支援する署名集めも行い、多くの利用団体から署名が集まり、その中には、原告らを完全にクレーマーと決めつけた、非常にひどい文章が一杯出てきたと原告は証言している。「市と市民活動センターは原告らの不当な要求に負けないで下さい。応援します」というものや、裁判の時の裁判長に宛てた書面では「クレーマーへの対応について」と題して、「原告らには、私達以外の団体が長い間苦しめられて、譲歩し続けてきた。常識を超えた、病的執拗性をもつたクレーマーが自分の権利を主張するならば、同じ地域に住む住民として我々の権利も主張したいのです」などと書かれたものもあつた。

市側の対応

市側の担当者は、平成18年に初めて原告らと会つて苦情を受けたが、調べてみると平成9年に苦情が寄せられていた記録がみつかつたと述べている。平成18年までは、とくに苦情に対する対応は取られていなかつたが、それ以降は、原告からの手紙

やメールに対し、施設の設置者として必要な措置を実施し、苦情にもその都度回答を行なうなど、誠実な対応を続けてきたと主張している。特に、原告夫からは「妻は自ら遺書をしたためたと申しております。心身ともに疲れています。自らの命を絶つつもりでおります」などのメールも寄せられていたことから、「非常に悩んで相談に来られたことは理解しているため、何とか力になつてゆこうと、これまで紳士的に対応してきており、乱暴なことは言つていなさい。原告らとの話し合いの場も設け、センターや運営委員会へも働きかけ、話し合いの場を設けるなどの努力をしてきた」と述べている。しかし、原告らは「市側らが申し入れに対処したのは、唯一、滑り台の撤去だけであり、その他は有効な対策を行つておらず不十分である」と主張した。

原告らは、平成20年10月に、騒音問題について市議会に陳情も行つた。内容は、

施設を近隣に迷惑を掛けない環境地へ移転させること、または、防音設備の設置と煙の出る火焚きの禁止、及び、少なくとも週2日の休日設定の要求であった。しかし、その陳情について1度審議がなされたもの

の、その後は、審議が行われることはなく、何らかの決議がなされることもなかつた。

平成21年には、両者の和解に向けての協議も行われた。原告側の要望は、防音塀の設置、日曜・祝祭日の一律利用禁止、プレイパーク利用時間の変更、原告の運営協議会への参加などであるが、被告の市は、防音塀は敷地に高低差があるため大がかりとなり、費用が5000万円近くかかってしまい、個人のために市からこのような支出はできないと拒否、その他の項目に対しても応じることはできないと拒否した。センター側は、プレイパークの利用について、利用者に掲示板や印刷物で注意事項を周知するとも提案したが、原告夫婦は、これまで個別に注意しても聞こうとしなかつたとして、改善の見込みは無いと拒絶した。結果、和解協議は成立しなかつた。

仮処分申請から本訴訟へ

翌年の平成22年に入ると、原告側は遂に、地方裁判所に騒音の差し止めを求める仮処分の申し立てを行つた。雇つた弁護士は、市民公園での噴水で遊ぶ子供の声の差し止め仮処分申請の保全事件（騒音訴訟記

録NO. 3）を扱い、噴水の停止決定を勝ち取った弁護士であり、同様の仮処分での経験を期待しての依頼であつたと思われる。申し立ての内容は、自宅の敷地境界線上において、午前8時から午後6時までの間は50dBを超える騒音を、午後6時から午後9時までの間は45dBを超える騒音を到達させてはならないというものである。

原告らは、最初は市から借用した騒音計で複数回の騒音測定を行うとともに、仮処分申し立てや訴訟では、証拠価値を高めるために計量証明事業所の測定結果が必要と考え、騒音コンサルタント事務所に依頼して、2度にわたつて騒音の測定を行つた。測定結果は60dBが中心で、最大値では80dBを超す場合もあつたという。市側も別のコンサルタントに依頼して騒音測定を実施した。90%レンジの上端値(L5)で概ね50dB台が中心であったが、子供の叫び声やバケツをける音などでは、やはり最大値が80dBを超えるものの記録された。

平成22年5月には、仮処分の決定が下された。子どもの声が50dBを超えるこ

とも頻繁にあり、夫婦に精神的苦痛を与えていることは否定できないとしつつも、結論としては、債権者（原告ら）の申し立てはいずれも却下された。その理由は、

（1）子どもの声の大きさは概ね50dB程度と、静かな事務所の程度であり、これをうるさく感じるかどうかは主観的因素が大きいこと。

（2）債権者（原告）妻の精神的苦痛は、精神的不快感を示しているに過ぎないこと。

（3）センターのプレイパークは平成20年には年間3万600人余りが利用しており、子供の健全育成に貢献していること。

（4）センター側は、これまで滑り台の撤去や樹木の剪定などの対応を実施しており、不誠実な対応とはいえないこと。

（5）債権者（原告ら）は、センターが設置運営されてから15年後に自宅を新築して居住していること。

などであり、これらを総合すると、差し止めには理由がないとした。

（2）これまでの騒音被害の損害賠償として夫に180万円、妻に360万円を支払え。

（1）自宅敷地境界上において、午前8時から午後6時までは50dB、午後6時から9時までは45dBを超える騒音を到達させとはならない。

（2）これまでの騒音被害の損害賠償として夫に180万円、妻に360万円を支払え。

（3）自宅敷地境界上において、午前8時から午後6時までは50dB、午後6時から9時までは45dBを超える騒音を到達させとはならない。

（3）原告訴状に対する答弁書では、

（1）子どもの声は、公害でいう騒音とは異質なものであり、これを騒音として扱うことには争う。子どもの声は騒音問題ではなく煩音問題である。

（2）原告は、室内での騒音レベルが60から70dB、時には80dB以上になつたと主張するが、このことについては争う。これは戸を閉め切った状態での室内での値ではなく、扉を10cmほど開けておき、その隙間にマイクを置いて計ったものである。騒音は室内での騒音レベルを問題とすべきである。

（3）原告の依頼で測定を行つたコンサルタントの結果には、計量証明書が添付されておらず、証拠とならない。

（4）他の近隣からは一切苦情は発生していない、などの反論を行つた。

その後、原告被告両者とも、準備書面やその答弁書、あるいは証人尋問で激しく応酬を繰り返し、お互の主張を繰り広げた。

原告らは、訴状に対する被告らの答弁書についても、準備書面で次のように述べた。

（1）市は自らが行つた「生活騒音対策のための社会調査」で、「子どもの遊び音」が上位に掲載されており、これを騒音でないという主張は矛盾している。

（2）騒音の影響を、窓を閉め切った時の室内の騒音に限るのは誤りである。

(3) 原告妻は、精神内科に通院し、ストレスによる虚血性腸炎下血で救急治療も受けしており、帯状疱疹も発症した。重大な被害を被っている。

(4) 被告らはこれらの状況にも拘らず、漫然と施設を放置。管理、指導、監督義務を怠った、と主張した。

これに対し被告らは、

(1) 施設は「子どもの権利に関する条例」に基づく役割を果たしており、年間の利用者は3万6460人に上り、公益性があること。

(2) この施設が先にあり、そこに被告が自宅を建てたという先住関係が存在する。

(3) 提出された原告妻の診断書において、症状が騒音被害によるものとは医師は考えておらず、被害は主観的なものである、と反論した。

これに対し原告らは、

(1) 他の近隣からは一切苦情が出ていないというが、広場に面した家は原告と隣家(2軒)だけであり、隣家の家は小学生の子どもいるため苦情を言えないだけである。

(2) 先住関係についても、仕事の関係で

日曜しか現地を見られなかつたが、敷地購入時の平成8年には、日曜が休館日であり、プレイパークも休みで、特に子どもの声がうるさいという感じも無かつた。

(3) 私たちは防音設備を設置してほしいと要求しているだけである。個人のためには一切お金をだせないということでは通らない。

(4) 被告らのこれまでの対策は、唯一、滑り台を撤去しただけであり、その間、利用日を増やし、利用者を増加させていく。

(5) そればかりか、原告らを悪者にし、クレーマー扱いして、利用者に原告らを非難させていた。運営委員会の参加者には、原告らをクレーマー呼ばわりする発言をする人が複数いる。これは、問題に真摯に向き合っていない何よりの証左である。

(6) 陳情を行つた後、市議会の議員が「行政として陳情者の方と手を取り合つてやつてゆく自信はありますか」と質問したのに對し、市は「これからも引き続き対応してまいります」と回答しているが、実際は何の対応もない。

(7) 被告らは、騒音の被害は主観的なものと主張しているが、騒音の「高感受性群」

については、受忍限度の判断でも「被害者側の事情」として考慮されるべきである。

(8) 同種事案の公園での子供の遊び声についても噴水停止の仮処分が取り消されているという主張は、債権者が死亡したためであるにすぎない、などの点を陳述した。

更に、別の準備書面で原告は、

(1) 被告らは、子どもの声は騒音であつて騒音ではないと強弁して、何ら対策をとろうとしないが、騒音の概念は、近隣騒音において騒音発生者と被害者に間の相互のコミュニケーションや改善措置を講ずることによって、その被害感を和らげようという発想のもとに提唱されたものであり、「騒音」と名付けたからといって、「近隣騒音」が騒音でなくなるわけではない。

(2) 幼児の「キャー」「ギヤー(泣き声)」という、奇声、大声、棒で叩く音、ボールをける音などは、工場よりひどい騒音であり、同種事案である噴水での遊び声の場合よりも侵害の程度は大きい。

(3) 被告らは、口では「円満解決」といながら、何ら有効な対策を講じていない。状況はいつそう酷くなつており、騒音も低下していない、と強く抗議をした。

被告らは、何の対応もしなかったという主張には強く争うとし、プラスチック製の防音壁を設置するようについて要求について

ても、高低差があるため高さが10mにもなつてしまい、費用も莫大であり、風通しも悪くなるので子どもがのびのび遊べなくなるとしてこれを拒否したことを述べた。

和解による終結

裁判では、計11回の弁論が行われ、証人尋問では、相手の弁護士から「意義あり」の声がかかるなど、熾烈なやり取りが繰り広げられた。そんな中、平成25年の4月には、5年間勤めたセンターの館長が交代となり、新しい館長が赴任して状況の変化が見られた。これと機を合わせるように、裁判所が和解の受命裁判官を指名し、原告被告両者に和解協議に入るよう強い指導が行われ、最終的に平成25年5月、両者の間で訴訟上の和解が成立した。和解内容は、原告が自宅の窓を2重窓へ防音化することを条件に、その費用の一部（半分程度）として80万円を被告側が負担すること、月1回のプレイパークの利用停止、プレイパークの利用時間を5時半（冬季は5時）

までとすること、その他、樹木の剪定、水撒き、火焚きに関する注意などである。（詳細は後述）

和解は裁判所からの強い和解勧告によるものであり、当事者からの提案ではない。原告被告とも、判決までの展開を予想していたものと思えるが、この決着にどのような思いを持つているかは不明である。なお、和解から4ヶ月が経った9月になつた時点でも、まだ、原告宅の窓の防音工事は行われていなかつた。

また、市が和解金80万円を支払うことで合意したことに関して、市議会市民常任委員会で審議がなされたが、子どもの声を市が騒音と認めることに各会派が反発し、「子どもの権利条例」で遊ぶことの権利が保障されているのに、市の対応は条例違反ではないかと問う意見や、他の施設で同様の動きが広がるのではないかという懸念、全国の先例となる事案であり、最高裁まで闘うべきではないか、などの意見が噴出し審議は紛糾した。これらに対し、市の担当部長は「他の施設で苦情が入ることもあるが、職員が真摯に対応しており、訴訟が生じる可能性は無い」と、市長は「子どもの

成長に遊びや自然体験は大変重要であり、子どもが生き生きと遊べる環境の確保に努めたい」と述べるに留まつた。

長い裁判を闘つたのち、判決を目前にして裁判所の強い要請で和解という決着をみたが、これは原告、被告ともに決して満足の出来るものではなかつたと思われる。このような決着の方については、第4項の解説でも触れているので、ご参照頂きたい。

3. 騒音差し止め仮処分申請の決定内容と本訴訟の和解内容

3. 1 仮処分申請の決定内容（個別名称等一部修正）

主文

一 債権者らの本件申立てをいざれも却下する。

二 申立費用は債権者らの負担とする。

事実及び理由

第一 申立の趣旨

債務者らは、別紙第一物件目録記載の各

土地を使用し、または第三者をして使用させて、上記各土地と別紙第二物件目録記載の土地との境界線上において、午前八時から午後六時までの間は五〇デシベルを超える騒音を、午後六時から午後九時までの間は四五デシベルを超える騒音を到達させではない。

第二 事案の概要

本件は、債務者市の所有する土地上に設置された債務者・子ども活動センター（以下「債務者センター」という。）が管理運営する子ども活動センター（以下「本件施

設」という。）の利用者ら、特に子どもおいて、本件施設を利用する際、発する声や物音が、騒音（以下「本件騒音」という。）として、本件施設に隣接して居住する夫婦である債務者両名（以下「債務者夫婦」という。）に精神的損害を与えていて、債権者夫婦が、人格権に基づき、債務者らに対し、一定限度を超える騒音を債権者夫婦側に到達させてはならない旨の仮処分を申し立てた事案である。

一 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠ないし審尋の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

ア 債権者夫婦は、肩書住所地に所在する別紙第二物件目録記載一の土地（以下「債務者夫婦土地」という。）上の同記載二の建物（以下「債務者夫婦宅」という。）に

居住している。債務者甲野太郎（以下「債務者太郎」という。）は、平成八年七月一日に債務者夫婦土地を買い受け、同年一月一日に同土地上に債務者夫婦宅を新築し、債務者夫婦は、同年一二月六日から債務者夫婦宅に入居し、以来同所を自宅として居住している。債務者太郎は会社員である。

係等

ア 債権者夫婦土地は、本件施設（土地としては別紙第一物件目録記載の各土地中記載四の土地、施設としては後記プレイヤーク）の東側に隣接している。債務者宅は、一戸建てで、その間取りは別紙平面図のとおりであり、一階の台所西側及び勝手口、二階和室の西側で、本件施設に接して

という。）は専業主婦である。なお、債務者夫婦宅は、第一種低層住居専用地域内にある。

イ 債務者市は、別紙第一物件目録記載の各土地を所有し、同土地上に、昭和五六年六月一日、本件施設が設置された。本件施設は、市子ども活動センター条例に基づき、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もつて児童の健全な育成を図る」ことを目的とする債務者市の施設である。

債務者市は、地方自治法二四四条の二第三項の規定に基づき、本件施設に指定管理者制度を導入し、債務者センターを指定管理者として指定し、債務者センターが、市子ども活動センター運営要綱の定めにより、本件施設を管理運営している。

（2）債務者夫婦宅と本件施設の位置関係等

ア 債権者夫婦土地は、本件施設（土地としては別紙第一物件目録記載の各土地中記載四の土地、施設としては後記プレイヤーク）の東側に隣接している。債務者宅は、一戸建てで、その間取りは別紙平面図のとおりであり、一階の台所西側及び勝手口、二階和室の西側で、本件施設に接して

いる。

イ 本件施設の建物等の位置関係は別紙配置図のとおりであり、本件施設は二階建て建物の二階部分にあり、同建物の一階部分には老人いこいの家がある。そして、二階部分には、集会室、学習室、図書室及び遊戯室があり、同建物の南側の一段低くなつたところには、プレイパークと呼ばれる広場があり、太陽のやぐら、ターザンロープ、ブランコ、ログハウス、ウサギ小屋などの設備がある。債権者夫婦宅は、上記広場の東側に隣接しており、その地盤より約三・一五メートル高い地面に建てられており、境界面はコンクリートの壁面であり、同壁面の上にアルミ製のフェンスが建てられている。

ウ 本件施設は、年末年始を除き毎日開館し、開館時間は、午前九時三〇分から午後九時まで（日曜日及び祝祭日は午後六時まで）である。当初は、日曜日、月曜日及び祝祭日は休館日であったが、平成九年九月からは月曜日も開館するようになり、平成一五年四月一日からは休館日が廃止された。

二 主たる争点は、本件騒音が、受忍限度を超えているかである。

第三 判断

一 上記前提事実及び本件疎明資料並びに審尋の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

（1）規制基準について

ア 本件騒音について、その規制基準と一応考えられるのは、公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成一一年条例第五〇号、以下、単に「条例」という。）及び公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成一二年規則第一二八号、以下単に「規則」という。）である。条例二条は、対象となる事業所を指定事業所（物の製造、修理、加工等に係る作業を行う事業所）と指定外事業所（指定事業所以外の事業所）に分け、本件施設は、指定外事業所に該当する。なお、指定事業所と指定外事業所では、その騒音規制基準に差異はないが、改善命令発出の要件が、指定事業所では、「規制基準を超える騒音を出す場合」とされていいるのに対し、指定外事業所では「規制基準を超える騒音を出す場合で、当該指定外事業所に係る事業活動に伴つて公害が生じているとき」とされている差異がある。

イ 条例四九条一項は、「騒音及び振動に関する規制基準は、事業所において発生

する騒音及び振動の許容限度について、規制で定める。」同条二項は、「事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。」と、各定めている。そして、規制別表第一三において、騒音の規制基準は、事業所において発生する騒音の許容限度として、債権者夫婦宅がある第一種低層住居専用地域では、午前八時から午後六時まで五〇デシベル、午前六時から午前八時まで及び午後六時から午後一一時まで四五デシベル、午後一一時から午前六時まで四〇デシベルとされている。なお、同別表備考四（3）において、「騒音の大きさ」は、「騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九〇パーセントレンジの上端の数値」により決定するとしており、「九〇パーセントレンジの上端の数値」とは、単位時間あたりの騒音測定値（デシベル）のうち、上位五パーセントと下位五パーセントを捨象した測定値の上端値であり、「L_{max}」値と表示されるものである。また、「L_{max}」値とは、一定時間内の騒音の最大値を計測したものである。

ウ 騒音（デシベル）の大きさの目安は、以下のとおりとされている。

騒音レベル（デシベル）

- 一二〇 飛行機のエンジンの近く
 一一〇 自動車の警笛(前方二メートル)
 一〇〇 電車が通るときのガード下
 九〇 騒々しい工場内、大声による独唱
 八〇 地下鉄の車内(窓を開けたとき)
 七〇 騒々しい事務所や街頭、掃除機、電話や車のベル
 六〇 デパートの中、聞きよいラジオの音
 五〇 少し騒がしい事務室、静かな乗用車、普通の会話
 四〇 静かな事務室
 四〇 深夜の市内、図書館、静かな昼の住宅地

(2) 本件騒音の大きさ

- ア 債権者夫婦が債務者市から借り受けたりオン株式会社製NL26普通騒音計を用いて測定した騒音の大きさは以下のとおりである。なお、債権者夫婦は、債権者夫婦宅の台所の勝手口付近で高さ約一メートルのところに上記騒音計を設置し、勝手口を一センチメートルくらい開けて、マイクロフォン部分が勝手口の隙間に接する形で測定した。

(ア) 平成二〇年一〇月の二日、三日、

七日、九日、一〇日、一六日、一七日の各日に、いずれも、午前一〇時過ぎから午後五時過ぎまで、約一〇分おきに測定したところ、いずれの日も、六〇デシベル台を中心して七〇デシベルの範囲で騒音が発生しており、最大L_{max}値八七デシベルから最小L_{min}値五七デシベルであった。

(イ) 平成二一年五月一八日午後一時

四五分から同五時五三分まで一分ないし三分おきに、同月一九日午前一〇時から午後五時四一分までほぼ一分おきに、同月二〇日午後二時二一分から午後五時四一分までほぼ一分おきに、同月二一日午後一〇時から午後五時四六分までほぼ一分おきに、同月二二日午前一〇時二分から午後五時四七分までほぼ一分おきに、同月二五日午前一〇時三六分から午後五時四七分までほぼ一分おきに、同月二六日午前一〇時から午後五時四〇分までほぼ一分おきに、二七日午後二時二八分から午後五時四二分までほぼ一分おきに、同月二九日午後三時三二分から午後四時一〇分までほぼ一分おきに、測定したところ、六〇デシベル台から七〇デシベルの範囲を中心に発生しており、最大L_{max}値は九〇・三デシベル、最小L_{min}値は五六・二デシベルであつた。

イ 債権者夫婦は、有限会社ユネット(以下「ユネット」という。)に騒音調査を依頼し、ユネットは、債権者夫婦土地と本件施設の境界で、リオン株式会社製NA29騒音計等を用いて、平成二一年三月一七日午後二時三〇分から午後四時三〇分まで測定したところ、騒音は六〇デシベル付近を中心して七〇デシベルの範囲内で常時発生していた。また、ユネットは、上記と同じ方法で、同年四月二二日午後二時四〇分から午後五時一〇分まで測定したところ、四二デシベルを下限とし、五〇デシベルから六五デシベルを中心に七〇デシベルを超えるものが数十回測定された。

ウ 債権者夫婦が、平成二〇年七月九日から同月二三日までの間、雨天等を除いた日に、上記アと同じ方法で(ただし、騒音計はNA20)、いずれもほぼ一分おきに騒音を測定したところ、以下のとおりであった。

(ア) 七月九日 午後二時四二分から午後三時三三分まで最大L_{max}値六八、最小L_{min}値五七、六〇デシベル台が中心(イ) 七月一〇日 午前一〇時二〇分から午後五時二三分まで最大L_{max}値七〇、最小L_{min}値五一、午後二時ころまでは

五〇デシベル台が中心で、午後三時以降は

六〇デシベル台が中心

(以下同様な記述が続くため省略)

オ 債権者夫婦が、平成二〇年一二月九日から同月一九日までの間、雨天等を除いた九日間、上記アと同じ方法で、いずれもほぼ一分おきに騒音を測定したところ、以下のとおりであった。

(ア) 一二月九日 午前九時五九分から午後三時五一分まで最大L_{max}値八〇・七

最小L_{max}値五六・五 六〇デシベル

台後半から七〇デシベル台が中心

(イ) 一二月一〇日 午後二時四九分から

午後四時三二分まで最大L_{max}値八六・

四 最小L_{max}値六二・二 七〇デシベル台が中心、ただし、八〇デシベル台も八回あり

(以下同様な記述が続くため省略)

サ 債権者夫婦が、平成二一年七月二日から同月五日まで及び同月九日の五日間、上

記アと同じ方法で、いざれもほぼ一分おきに騒音を測定したところ、以下のとおりであつた。

(ア) 七月二日 午後一時二五分から午後

三時一三分まで最大L_{max}値七六・六

最小L_{max}値五一・三 六〇デシベル台

が中心

(イ) 七月三日 午前一〇時一四分から午後五時三七分まで最大L_{max}値七九・九

最小L_{max}値五六・三 六〇デシベル

台から七〇デシベル台が中心

(以下同様な記述が続くため省略)

二 一方、上記前提事実及び本件疎明資料並びに審尋の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 債務者市は、ムラタ計測器サービス株式会社に委託し、平成二一年六月三〇日

から同年七月六日までの毎日午前八時から

午後一〇時まで、本件施設境界付近において、計量法七一条の条件に合格した普通騒音計を行い、J.I.S規格Z8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した測定方法により、「本件施設及びプレイパークから発生する騒音レベルについて、〇・二秒ごとに騒音の瞬時値を測定し、その一〇分単位での時間率騒音レベルを測定した。その結果は、以下のとおりである。

ア 六月三〇日

(ア) 最大L_{max}値 八二・二デシベル

午後二時三〇分 子どもの叫び声

(イ) 九〇パーセントレンジの上端値(L5)では、最大六六・一デシベル、最小四八・二デシベルで、五〇デシベル台から六〇デシベル前半台が中心

イ 七月一日

(ア) 最大L_{max}値 七九・四デシベル

午前九時三三分 子どもの叫び声

(イ) 九〇パーセントレンジの上端値(L5)では、最大五六・九デシベル、最小四七・五デシベルで、四〇デシベル後半台から五〇デシベル前半台が中心

(以下同様な記述が続くため省略)

(2) これまでの経過

ア 本件施設は昭和五六年六月一日に設置された。当時は、本件施設の周りに住宅が殆どなく、緑の多い地域であり、本件施設は、児童らの健康を増進し、または、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設として、近隣の一般住民から利用されてきた。一方、債権者太郎は、本件施設が設置された約一五年後の平成八年七月一日に、債権者夫婦土地を買い受け、同年一月一日に同土地上に債権者夫婦宅を新築し、債権者夫婦は、同年一二月六日から債

権者夫婦宅に入居した。なお、本件施設の利用形態や利用実態については、上記前提事実（2）ウのとおり、平成九年九月から年四月一日からは休館日（日曜日、祝祭日）が廃止されたほかは、債権者夫婦の居住の前後を通じて特に変わっていない。

イ 債権者夫婦は、平成九年ころから、債務者市に対し、手紙やメール等で、本件騒音についての苦情を申し立ててきた。債務者市は、これに対し必要と思われる措置をとり、その内容について回答するなどしてきた。具体的には、平成一八年七月二〇日、債権者太郎から、「債権者夫婦は、滑り台の撤去がされれば、債権者夫婦の問題は解決し、その他の施設の本件施設の利用に伴う児童らの声は仕方ないと考えている。本件施設の利用禁止ということは考えていない。」旨の電子メールが送付されたことを受け、債務者市は、本件施設の利用者団体等から構成される子ども活動センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の了承を得て、滑り台を撤去するよう債務者センターに要請し、債務者センターは同要請に応じて、同年九月九日、滑り台を撤去した。その他、債務者センターは、債権者

夫婦の要望の基に、同年一〇月末に本件施設敷地内の樹木の剪定を行い、プレイパーク入り口に開館時間（午前九時三〇分）前に立ち入らないよう注意書をし、プラスチックワイヤーを設置するなどの措置をとった。さらに、運営協議会は、平成一九年九月、債権者夫婦の要望の基に、プレイパーク内に設置されたログハウスなどの屋根の上に登らないようにすることなど、プレイパークの利用に関する申し合わせ事項をまとめ、債務者センターを通じて、これを利用者に周知させるよう努めてきた。

ウ しかし、債権者夫婦は、平成二〇年五月ころから、債務者市市長、債務者センター青少年事業課長、子ども活動センター長、運営協議会会长、債務者市市民・子ども局子ども本部少年育成課課長、同課主幹宛に文書、メール等で本件騒音についての苦情を申し立て、これを受け、債権者夫婦と債務者センターとの間で話し合いが行われたが、利用者団体との調節を図るべきとの債務者センターの説明とあくまで具体的な措置を要求する債権者夫婦との間で、議論は平行線をたどった。同年一〇月五日、債権者夫婦は、市議会に本件騒音について陳情書を提出し、同市議会は、平成

二一年一月二八日に同案件を一度審議したが、その後審議はされていない。

（3）本件施設の目的、用途等について
ア 本件施設は昭和五六年六月一日に開設され、債務者センターは平成一五年四月より債務者市から業務委託を受けて、本件施設を管理運営してきた。債務者市が創設した「子ども活動センター」は、「児童がすこやかに育ちゆく願いをこめて、児童の地域の遊びの拠点として設置されているもの」であり、多くの児童が集い、「自由に遊び、学びあいながら、児童の自主性・創造性・協調性を養うこと」を目的とし、「また、子ども会・子育てグループ・町会・その他市民活動団体と連携し、地域が参画した子ども活動センターの運営を図り、児童の健全育成」を目標としている。

イ 子ども活動センター条例では、子ども活動センターの目的を「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もつて児童の健全な育成を図るため」（第一条）と、子ども活動センターの事業内容として、「（1）児童の遊びの指導に関すること。（2）施設及び設備を利用に供すること。（3）児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支

援に關すること。」など（第二条）と、「子ども活動センターの管理を指定管理者（債務者センター）に行わせる。」（第四条）と、各定めている。さらに、「子ども活動センターは、健全な遊びと、適切な指導を通じて児童の健康の増進と豊かな情操のかん養を図り、もって社会性に富む児童の育成に努めなければならない。」（第二条一項）、「子ども活動センターは、常に児童に係る安全の確保に留意するとともに児童の主体性が尊重されるような環境作りに努めなければならぬ。」（第二条二項）と、各定められている。

ウ 本件施設は、債務者センターが債務者市から受託している五五館の子ども活動センターの中で、平成二〇年度の子どもの年間利用者数が三万六四六〇人と第一位を占めている。また、同年度の成人利用者数は一万二〇七〇人である。

三 以上認定の事実を基に、本件騒音が、受忍限度を超えているか検討する。

（1）當造物の供用が第三者に対する違法な権利侵害ないし法益侵害となり、當造物の設置・管理者において賠償義務を負うかどうか判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害行為の程度、被侵害利益の性質

と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止措置の有無・内容・効果等の諸事情を総合的に考察してこれを決すべきであり（最高裁平成七年七月七日第一小法廷判決・民集四九巻七号一八七〇頁）、その供用の差止めが求められた場合に差止め請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害賠償が求められた場合に損害賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通する（最高裁平成七年七月七日第一小法廷判決・民集四九巻七号一五九九頁）。

（2）まず、上記一の認定事実からすれば、本件騒音は、雨の日等を除いては、殆ど連日、午前八時から午後六時までの間、条例の規制基準である五〇デシベルを L_{max} 値で超えることが頻繁にあり、債権者夫婦に精神的な苦痛を与えていたことは否定できない。

（3）しかしながら、上記二の認定事実及び本件疎明資料並びに審尋の全趣旨からすれば、受忍限度の考慮要素として、以下の

ア 債務者市の測定によれば、本件騒音は、午前八時から午後六時までの間、条例の規制基準で騒音の大きさを測る基準となる「L5」値では、主に五〇デシベル台が中心であり、五〇デシベル台とは静かな事務室の程度である。そして、子どもの声は自動車あるいは工場機械からの音と異なり、これを騒音と感じるか否かは主観的因素も多いものと考えられる。

イ 債権者夫婦は、本件騒音による侵害の内容として、債務者花子は、毎日耐え難い騒音を受け、精神的変調を来し、横浜総合病院において精神安定剤等の投薬治療を受けている。債権者太郎は、土・日・祝祭日は仕事の疲れを癒すべき日であるのに騒音で苦しめられ、疲れを残したまま仕事に出かける暮らしを強いられている、と主張する。しかし、債権者太郎の主張は、單なる精神的不快感を示すに過ぎないともいえるし、債権者花子の上記精神的苦痛についての主張はこれを認めるに足る客観的な疎明資料はない。

ウ 本件施設の目的は、子どもたちに遊ぶための機会を設けてその健全な育成を図り、自主性・創造性・協調性を養うことによ

うな事情も認めることができる。

ある。現代では、子どもの遊びはテレビゲーム等の一人遊びが主流となり、他人とのコミュニケーション不足や人間関係の希薄化

が社会的な問題となる中、自然の中での集団遊びを経験することは子どもの健全な育成につながるものである。

エ 債務者市は、債権者夫婦の要望に応じてプレイパークから滑り台を撤去するなどし、債権者夫婦も一旦はこれに満足の意を表明していたのであり、運営協議会での更なる話し合いが相当とする債務者らの対応が不誠実であったとは言い難い。なお、債権者夫婦以外の地域住民が本件騒音について、債務者市ないしは債務者センターに対し、苦情を申し立てていることを認めるに足る疎明資料はない。

オ 本件の審尋においても、和解が試みられ、債権者夫婦は、防音壁の設置ないし防音建物の建設（いずれも約四六〇〇万円の費用がかかる。）を提案したが、債務者市は債権者夫婦個人の利益のためそのような予算措置をとることはできないとしてこれを拒絶した。また、債務者センターは、「（1）債権者夫婦が本件施設の運営方法等の決定のため運営協議会に参加することを支援する。（2）債務者センター及び運営協議会は、

プレイパークの利用における注意事項について、掲示板、印刷物等により、利用者に周知する。」との案を提示したが、債権者夫婦は、効果があるとの見込みはないとしてこれを拒絶した。個人の利益のために、市民の税金を使用することはできないとの

上記債務者市の考えはそれなりに理解可能であり、上記ウの目的からみて、子どもが遊びの中で出す叫び声を単に封じ込めるのではなく、周囲の人たちが利用方法を話し合い、お互いの理解を深めることで必要との観点からの上記債務者センターの考え方にも一理あることからすると、上記債務者市及び債務者センターの和解における対応が不誠実であったとは言い難い。

（4）上記（3）アの侵害行為の態様と侵害行為の程度、同イ及びエの被侵害利益の性質と内容、同ウの本件施設の公共性ないし公益上の必要性、同エ及びオのこれまでにとられた被害の防止措置の有無・内容、に併せて、債権者夫婦は、本件施設が設置された約一五年後にその隣地に居住するに至ったことなどを総合考慮すれば、上記（2）の事実だけでは、本件騒音が、受忍限度を超えているとは未だ認め難く、他にこれを認めるに足る疎明はない。

第四 結論

よつて、債権者夫婦の本件申立は、被保全権利の疎明がないことに帰し、理由がないものとして却下することとし、主文のとおり決定する。

民事部

3.2 騒音差し止め訴訟の和解内容

(個別名称等一部修正)

1. 当事者

原告 近隣居住夫婦
被告 市、子ども活動センター

2. 和解内容

原告らと被告らは、本件について、子ども活動センター（以下「本件センター」という。）近隣住民の平穏な生活環境維持と本件センターの設置目的である児童の健全な育成のための利用との調整を図るため、次のとおり和解をする。

（1）被告子ども活動センター（以下「被告センター」という。）は、被告市と協議し、了承を得たので、本件センターにおける児童らの安全な利用と近隣住民の平穏な生活環境維持とを実現するため、月に1日（原則として第4日曜日）、本件センター内のプレイパーク（以下「プレイパーク」という。）の利用を休止し、プレイパーク内の遊具設備等の点検及び敷地の整備、清掃等を行う日を設ける。

（2）被告センターは、被告市と協議し、了承を得たので、本件センターにおける児童らの安全な利用を図るため、プレイパークの利用時間（窓）の設置工事が完了を報告しなかつた場合には、本条項が当然に失効することを確認する。ただし、大災害やこれに類する原告らの責めに帰せざる事由により上記設置工事が遅延した場合はこの限りでない。

（3）被告センターは、利用者がプレイパーク内で火炊きを行う場合には、煙が上がりらない燃料を使用するように注意を呼びかけることとする。

（4）被告センターは、プレイパークの水まきを、原則として1日2回程度行うこととする。

（5）被告センターは、本件センターの近隣住宅との境界付近の樹木について、年1回剪定を行うこととする。

（6）ア 被告市は、原告に対し、原告が平成26年2月末日までに防音設備（窓）を設置し、工事を完了させることを条件に、和解金として80万円の支払義務があることを認める。

イ 被告市は、原告に対し、前号の金員を、原告が防音設備の設置工事の完了を報告した1箇月後に、原告名義の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告市の負担とする。

ウ なお、被告市と原告らは、平成26年2月末日までに、原告において、防音設備（窓）の設置工事の完了を報告しなかつた場合には、本条項が当然に失効することを確認する。

（7）被告センターは、本件センターの利用者が原告ら宅を含む近隣環境に配慮した施設利用を行うよう、本件センターの管理・運営を行うことに努める。

（8）被告ら及び原告らは、双方の立場を理解して、プレイパークにおける現状の騒音問題を含む問題について、一定の措置が採られたことを確認して本和解を成立させることとし、今後は、プレイパークの利用方法等に関する問題が生じた場合には、運営協議会の開催する会議のみを通じて、プレイパークの利用方法等に関する問題を協議し、本件センターの設置目的である児童の健全な育成のための利用と近隣住民の平穏な生活環境維持にそれぞれ配慮しながら、解決を図っていくものとする。

（9）原告らは、その余の請求を放棄する。

（10）原告らは、原告らと被告

らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は各自の負担とする。

4. ブラブル防止・解決のための事案分析および解説

本事案と次の騒音訴訟記録No. 3は、子どもの遊び声を対象とした騒音トラブルであるが、最近、この種の問題が頻発する状況となっている。多くは、保育園や幼稚園の子どもの遊び声に関するトラブルであり、訴訟に発展したり、近隣の反対で保育園等が立地できることもあり、待機児童問題への影響も懸念されている。これに関しては、子どもの声を工場の騒音などと同様に扱うのは如何なものかという意見もあり、社会の注目度も高い。本事案は、放課後の活動センターでのトラブルであり、保育園などとは条件的に若干の相違もあるが、子どもの遊び声を対象としている点では、同種の代表的事案であるといえる。

4. 1 子どもの声に対するトラブル

表2-2は、子どもの声に対する騒音苦情事例をまとめたもの（2007年まで。本事案No. 2、およびNo. 3事案除く）である。表中にあるように、1990年代後半から、主に学校などを対象として、子どもの声に対する苦情が発生し始めている。

2006年10月には、熊本市で市立小学校に隣接する民家住民から「体育館からの騒音が苦痛」として、当時の市長と校長を相手取り、県条例の騒音基準以下に抑えることと、一千万円の損害賠償を求めた訴訟が提起され、後に、授業や部活動での使用時間を午後六時半までとすること、原則として原告住居側の体育館の窓を閉めることなど五項目について双方が了承し和解案が成立了。その他、次の騒音訴訟記録No. 3で示している公園の噴水で遊ぶ子どもの声の差し止め請求事案なども社会的に大きな話題

表2-2 子どもの声関係の騒音苦情事例（弊著「苦情社会の騒音トラブル学」より）

市町村	騒音苦情の内容	状況・対応	発生率
川崎市	公園の滑り台での子供の遊び声	苦情により撤去し、道路そばの騒音の大きな場所に移転	1997
東京都江東区	運動会のマイクやプラスバンドの練習の音	教育委員会より周囲に配慮するよう通達	2006.6
熊本市	小学校体育館の子どもの声やボールをつく音	騒音が環境基準を超えていると、市に対し1000万円の損害賠償請求を熊本地裁に提訴。（その後、使用制限などで和解）	2006.10
埼玉県所沢市	週末校庭開放の野球やサッカーの子どもの声	住民と話し合いで対応	2007.10
東京都北区	小学校体育館でのプラスバンドや合唱	体育館裏の住民から苦情。窓を閉めて練習続行。	2007.7
松山市	野球部員の練習やボールを打つ音	声出しをやめて練習。住民は納得	2004
東京都練馬区	児童館での子どもの遊び声	館内では静かに遊ぶように指導	2006
福井市	公園でサッカーボールで遊ぶ音	ボールを金属ネットにぶつけて遊んでいたため、フェンスに当たらないようネットを張った。	2007.6
東京都杉並区	プールでの授業や校庭での球技の音	地下のプールにしてほしいとの要望あり。区教委は静穏に努力すると回答	-
北九州市	学校運動会の音楽や花火	学校がボリュームを絞り、花火も自粛	2006
佐賀市	吹奏楽の練習音	夜の仕事をしているので朝からうるさくて眠れないとの苦情。練習場所を変更し、回覧板等で理解を求めた。	2006
大阪市天王寺区	府立高校の校門の開閉音	門にゴムを取り付けるなど騒音対策実施	2007.10
福岡市	幼稚園の園児の声	遮音塀などの設置を検討中	-
愛知県	保育園の太鼓の音や運動会の練習の声	測定したところ環境基準を超える65dB。塀などを要望	-

その他：スケートボード大会の騒音（埼玉県川口市2006）、保育園の子供の遊び声（神戸市）、保育施設の組み立て式プールでの遊び声（埼玉市）、私立幼稚園の園児の声（福岡市2007）、他

となつた。最近でも、平成23年に開園した東京都練馬区の保育園に対して「平穏に生活する権利を侵害された」として、近隣住民が騒音の差し止めと慰謝料を求めて提訴、平成26年には神戸の灘区で同様に防音と慰謝料を求めて訴訟が提起された。訴訟だけではなく、同年の9月には、国分寺市で常々保育園の子どもの声に対し苦情を言つていた近隣の住民が、来園した子どもの保護者を斧で脅したとして逮捕される事件も発生した。男は、「保育園が対応できないなら、子どもの首を切る」と脅していたという。このように、子どもの声を原因としたトラブルが頻発するようになり、テレビや新聞で盛んにこの問題を取り上げる状況となつてゐる。

そのような中、東京都が環境条例の規制から子どもの声を対象外とする条例改正を行うことを発表した。東京都では環境条例として「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（都環境確保条例）」を設けているが、この136条で、何人も規制基準値を超えて騒音を発生させではないと規定している。「何人も」と書いている通り、子どもの声の場合でもこれに含まれるというのが従来の解釈であつたが、これを改正しようとしているのが従来の解釈であるが、どのような形になつた場合でも社会的に大きな反響を呼ぶことは間違いないと考えられる。

重要なことは、子どもの声に対するこのような苦情が多発する状況は、日本社会全体が苦情社会に変質してしまつた一つの表れに過ぎないとことである。実際にも、子どもの声への苦情と同様に、1990年代後半から近隣騒音への苦情件数も激増している。したがつて、もはや従来のように「お互い様」や「節度と

寛容」をいくら説いても有効な対処法とはならず、変化を認めて、その変化に合せた対応を考えることが必要である。

4.2 初期対応における想像力

本事案において、状況が悪化する転機となつた2つの事項がある。一つは、子どもセンターの休館日の廃止であり、2つ目は館長の交代である。後者に関しては、次の項で記述しているので、ここでは一つ目の事項について説明する。

休館日の廃止の決定は、苦情がすでに発生している中で行われ、これに関して原告への事前説明は何も行われていない。休館日が廃止されれば音の状況は更に悪化することは明らかであるにも拘らず、何の連絡もなく、広報誌で始めて知ることになった状況は、原告にしてみれば、自分の意見が無視されていることを眼前に示されたのと同じであるだけでなく、自分自身の存在自体を無視されたような屈辱感を感じたことであろう。単に、対応に誠意がないということではなく、自分を否定されたという印象は、強い被害者意識と反発心を生む。これは、内容の良否に係わらずトラブルをエスカレートさせる大きな原因となる。

では、なぜセンター側は配慮が行き届かなかつたのか。それは初期対応における想像力の不足による。騒音の苦情の場合、初めて聞いた音がうるさいから、すぐに苦情を言いに行くということは殆どない。通常は、我慢に我慢を重ねて遂に我慢が出来なくなり、相手に苦情を言いに行くというのが普通である。言われた方は、最初の苦情を軽く見がちであるが、このような相手の心情を想像することが出来れば、自ずと初期対応の形は変わつてくる。

4. 3 誠意ある対応の反動

本事案のもう一つ重要な要点は、誠意ある対応の在り方である。このトラブルの経過途中で、館長が女性Bに変わっている。B館長は着任に関する引継ぎで、この問題について「これまで滑り台を撤去したり、お話を聞いていろいろ対応をしているが、未だに苦情が収まらない」ことを聞き、相手に対する誠意ある対応を尽くして、問題の解決を図りたいと考えたに違いない。そのため、着任当初は原告の主婦に対して寄り添う姿勢を見せ、主婦宅に行つていろいろ話をしたり、お茶を飲んだりして信頼関係を築こうとしている。これは特に問題ではなく、むしろ、望ましい対応であると言える。ただし、その前提として相手に対する心からの評価が必要であり、例え心の奥で少しでも相手をクレーマーだと思う気持ちがあると、いつしかそれが表面に現れて相手にも伝わることになる。この事例でも、そのような取り繕った態度を原告主婦側が感じ取つて距離をおくようになり、今度は、館長側が逆に苛立ちを募らせて、以前の関係よりも更に状況を悪化させるまでにエスカレートする事態となつている。

心の中で相手をクレーマーだと思ひながら、表面上は誠意ある対応を取ろうとすることは、騒音トラブルではよく見られる。学校への苦情などでも、多くがこのようないい対応となる。しかし、このような無理をした対応は必ずその反動が表れ、状況を更に悪化させる。相手の立場や状況、その心情を思い計つて、予断なく、関係改善のための誠意ある対応をすることが求められる。

4. 4 クレーマー扱い

本事案の原告らが一番強く憤りを感じたのは、自分たちがク

レーマー扱いをされていることだつたと考えられる。館長は、ブレイバークの運営委員会の席上で、原告らをクレーマーであると断定し、これに対抗する必要性を強調し、協力の署名活動まで行つている。

騒音トラブル事案の全てに当てはまると言つても過言ではないことは、苦情を申し立てている人は、誰一人として自分をクレーマーだとは思っていないということである。自分は、騒音による被害を受けている被害者だという認識を持つており、その被害の回復を求めているだけだと思つていて、それをクレーマーとして扱われれば、その憤りは格段に大きい。その不合理な扱いに対する被害感は、騒音の被害感より遙かに大きくなる。まして、クレーマーであるとして周りからの孤立化を図るような対応を行えば、ますます相手の被害感をあおり、問題は更にエスカレートすることになる。

相手をクレーマーと断じることは、自分を被害者の立場に置くことができるため、心理的な負担を軽減することはできるが、問題の解決と言う面では何ら資するものはない。当事者の双方が被害者意識を持つという矛盾を抱えれば、問題は必ずエスカレートしてゆく。また、相手をクレーマーだと思う気持ちがあると、知らず知らずのうちに言葉や行動の端々にそれが現れ、それが相手を刺激することになる。

自分をクレーマーだと思つてゐる人間は誰一人おらず、クレーマー扱いしても得られるものは何もないことを考えれば、相手をクレーマーと考えないという自己コントロールを働くかることは、トラブルの対応で大変に重要である。

4. 5 孤独感と騒音トラブル

騒音トラブルの事案を様々見ていると、その陰に孤独感が漂つていることを感じることが多い。本事案の場合でも、原告夫が他所へ単身赴任となり、原告主婦が音の問題について一人思い悩む状況が発生し、それがトラブルを深刻化させる事態となつていて。筆者の研究室で、東日本大震災の仮設住宅で暮らす避難者を対象に、近隣騒音に関する調査を実施したことがある。その結果で、「隣近所からの騒音をうるさいと感じたことがあるか」という質問と、別の質問項目で居住者の孤独感や不安感について評価した結果の関係を調べたところ、孤独感や不安感を強く感じている人ほど近隣からの騒音をうるさく感じる傾向があることが示された。これは統計的に強い相関関係のある明確な結果であった。そして、この孤独感、不安感を強く感じている人は、仮設住宅で自身で生活している人達であった。

高齢化社会を迎えて、一人暮らしの人の比率も増えている。高齢者だけでなく都会では単身で居住している人が増えている。このような人に孤独感や不安感がつきまとつ時、騒音トラブルの発生を後押しする状況が生まれる。

孤独感や不安感を解消することが、騒音トラブル、近隣トラブルの発生防止、あるいは解決に繋がるといふことも心に留めておくことが必要である。これも一つの煩音対策であると言える。

(参考) 橋本典久・「東日本大震災の応急仮設住宅における近隣騒音問題に関する調査研究」、日本建築学会環境系論文報告集、第78卷、第693号、pp901-907、2013年11月

4. 6 和解決着の問題点

本事案は、騒音差し止めの仮処分申請から始まり、本訴訟を経て、最終的には和解で決着している。近隣騒音訴訟の場合、訴訟の途中で裁判所から和解提案がなされ、それを当事者が受け入れて終結するということが大変に多い。このような、訴訟過程で成立した和解は「訴訟上の和解」と呼ばれ、その和解内容は判決と同様の法的効力をを持つことから、一應は、法律的な決着が付いたことになる。しかし、トラブルの解決という面から見ると、様々問題点が挙げられる。

まず、なぜ和解による決着が多くなるかといえば、これは主に、裁判所側の都合という面が否めない。まず、和解の場合には判決書き(判決文)を書かなくて済むことである。元裁判官の話では、判例として判決書きが残る事案では取り組み方も強くなるということであったが、逆にいえば、そうでない場合はなるべく省力化したいというのが本音であろう。証拠関係を全て精査して、何十ページにも及ぶ判決文を書くことは大変な作業であるが、和解となれば簡単に済ませられる。また、近隣騒音トラブルがもともと当事者同士の感情的な争いである場合が多いため、法律的な厳密性よりも、争いの終結に重きを置いた対応を取ることもある。

一方、原告や被告側でも、裁判所から強く和解を求められれば、それに抗してまで訴訟を継続すれば、裁判官の心象が悪くなり、不利な判決が出るのではと懸念する気持ちにもなり、弁護士からも同様に和解を強く勧められれば、弱気になつて仕方なく和解に応じると言う結果にもなる。

このように、和解が必ずしも当事者の意思に沿つたものではない

場合が多く、その場合には、双方に不満が残るため、裁判終結後も隣同士で暮らすことになる近隣訴訟では、トラブルの火種を残したままの決着となる。また、訴訟になる前の調停での和解とうことなら、当事者にとつての負担はまだ少ないが、訴訟上の和解の場合には、尋問手続きも終わり、双方が自分の主張を言い尽くした後、判決の前になつて提案がなされるのが通常であるため、それまでの労力、金銭、時間の負担は大変に大きい。その上で、和解が本質的に相互の譲歩を求めるものであるため、w i n - w i n の解決ではなく互譲の解決となり、何のために裁判までやつたのか分からぬという不満が残る結果となつてしまふ。

これらの事を考えれば、近隣トラブルは、訴訟にまで発展しないうちに解決を図ることが望ましいことは言うまでもないが、そのための有効な手段を社会が持ちえていないということが、現在の我が国の大きな問題であると言える。(どのような解決手段が望ましいかは第2部参照のこと)